議員全員協議会会議録

令和７年５月２日

宮　古　市　議　会

令和７年５月宮古市議会　議員全員協議会会議録目次

（５月２日）

議事日程……………………………………………………………………………………………… 1
出席議員……………………………………………………………………………………………２
欠席議員……………………………………………………………………………………………２
議会事務局出席者…………………………………………………………………………………２
開　　会……………………………………………………………………………………………３
協議事項（１）……………………………………………………………………………………３
協議事項（２）……………………………………………………………………………………13
散　　会……………………………………………………………………………………………14

宮 古 市 議 会 議 員 全 員 協 議 会 会 議 録

日　　時	令和７年５月２日（金曜日）　午前１０時３８分
場　　所	議事堂　議場

―――――――――――――――――――― ◯ ――――――――――――――――――――

事　　件

〔協議事項〕

（１）宮古市議会議員政治倫理条例の一部見直しについて

（２）宮古市議会傍聴規則の一部見直しについて

出席議員（２１名）

1番	佐々木真琴君	2番	畠山智章君
3番	水木高志君	4番	山崎高広君
5番	佐藤和美君	6番	古舘博君
7番	中嶋勝司君	8番	今村正君
9番	白石雅一君	１０番	木村誠君
１１番	西村昭二君	１２番	小島直也君
１３番	鳥居晋君	１４番	伊藤清君
１５番	髙橋秀正君	１６番	工藤小百合君
１７番	長門孝則君	１９番	松本尚美君
２０番	田中尚君	２１番	竹花邦彦君
２２番	橋本久夫君		

欠席議員（1名）

１８番	落合久三君

議会事務局出席者

事務局長	三上巧	次長	刈屋巧
主査	吉田奈々	主任	川村浩之

開　　会

午前１０時３８分　開会

〇議長（橋本久夫君）

ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

ただいままでの出席は21名でございます。会議は成立しております。

本日の案件は、協議事項２件となります。

―――――――――――――――――――― 〇 ――――――――――――――――――――

＜協議事項＞（１）宮古市議会議員政治倫理条例の一部見直しについて

〇議長（橋本久夫君）

それでは、協議事項の１、宮古市議会議員政治倫理条例の一部見直しについて、議会運営委員会より説明を願います。

田中議会運営委員会委員長。

〇20番（田中尚君）

着座のままで。よろしくお願いします。

それではただいま議題となりました協議事項１、宮古市議会議員政治倫理条例の一部見直しについてを議会運営委員会を代表して説明を申し上げます。

タブレットに配信されております資料１をご覧願います。

令和６年７月３日付け政治倫理審査会審査結果報告の附帯意見に、宮古市議会議員政治倫理条例における委員定数、審査事項への必要な措置の明記、政治倫理基準へのハラスメントや威圧的な言動の明記などの検討を踏まえた宮古市議会議員政治倫理条例の一部見直しを協議する場の設置を提言するとあったことから、次のとおり条例の一部見直しについて、提案するものでございます。見直し案を提案する部分には、青字で説明文を記載しております。ここが主要な改正ポイントということになろうかと思います。

２ページをお開きいただきます。

１ページから２ページにかけて、第３条の政治倫理基準に新たにハラスメントや威圧的な言動を具体的に明記しようとするものであります。あわせて、近年問題になることが多い反社会的勢力、悪質商法、詐欺グループ等の市民社会に悪影響を及ぼす活動を行う集団に関与しないことや、ウェブサイト、ＳＮＳなどでの議員個人としての発言や情報発信について、具体的に明記しようとするものであります。

次に、４ページをお開き願います。

第７条第２項の審査会の委員定数を、議員定数の減少を見込んで、現在の８人から６人以上に変更しようとするものであります。

次に、５ページをお開き願います。

第10条の審査結果報告書の提出には、新たに第２項を設け、これまでの審査会では、調査請求の適否と政治倫理基準違反の存否の審査を行うこととしておりましたが、政治倫理基準違反と認められるときは、必要な措置の意見を、審査結果とともに議長に報告するように変更しようとするものであります。その必要な措置の内容についても、第１号から第６号に掲げる内容とすることを明記しております。

次に、６ページをお開き願います。

第11条の審査結果の措置でありますが、これまでは、第１項において、被請求議員が自ら必要な措置を講じな

ければならないとする自浄作用を期待する内容でしたが、改正案では、政治倫理基準違反と認められるときは、自浄作用を待たず、議会は、審査会の意見を尊重して、必要な措置を講じなければならないと変更しようとするものであります。また、改正案の第２項では、議会が場合によっては、審査会の意見と異なる措置を講じることができることを示し、その場合、異なることとなった理由を公表することを定めております。さらに、第３項では、政治倫理基準違反と認められなかった場合など、被請求議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、議会は、所要の措置を講じなければならないと定めております。

以上が、条例の一部見直しに関する説明になります。皆様にご賛同いただければ、次の６月定例会議において、議会運営委員会からの発議案として提出したいと思います。以上で説明といたします。

○議長（橋本久夫君）

説明が終わりました。

この件について、何かご質問やご意見があれば、挙手を願います。

松本議員。

○19番（松本尚美君）

ちょっと２点ばかり確認なんですが、これは６ページですね。６ページの審査結果の措置、第11条です。この必要な措置ですね。この措置の内容なんですが、どういう内容かというと、条文を遡って見る必要があるのかどうなのかなという思いもしながらちょっと今見てたんですけども、必要な措置っていう内容についてはどのようなイメージっていうか。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○20番（田中尚君）

松本議員の質問ございますけれども、今の件に関しましては５ページの審査結果報告書の提出、第10条の２項、第１号、第２号、第２項の（１）から６ページの（６）まで、ここは必要な措置ということで規定されているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○19番（松本尚美君）

はい、そうかなあというふうに思って確認で、議論の内容っていいますか、委員会での内容、議論の内容というのが、まず、これに反映されているのかなというふうに思いますけれども、こういった条例の改正に当たって、どこか参考にした事例がありますか。どこの条例を参考にされたか。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○20番（田中尚君）

議会運営委員会の議論におきましては、今松本議員から質問のございました中身につきましては、いわゆる先行事例といいますか、現実に必要な措置規定を行っている自治体として主に参考にしたのは、東京都の立川市議会の言わば倫理条例規定を参考にして議論いたしました。そのほかにも、議論しているところは多々ありますけれども、今提案している中身に関しましては、東京都の立川市議会の政治倫理条例を参考にしたものであります。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○19番（松本尚美君）

はい、分かりました。

次にですね、４ページですね。４ページの２、改正案、改正前、これほぼ同じ、改正しないということですけども、200分の１とかですね、議員定数の４分の１、これの議論はなかったでしょうか。この点について。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○20番（田中尚君）

これは議論がなかったということよりも、従前の条例がこういう内容になっておりますので、松本議員指摘のようにですね、ここは改正することにはなっていませんよ。ただし、中段の青書きの部分があるようにですね、私たちは議員定数削減を次の議会からということを既に決定しておりますので、言わば定数減に伴った必要な規定ということですね、ここは、具体的なことを言いますと第７条の２項ですかね、委員会の委員定数は８人とあったものを６人以上ということが、ここの大きな改正のポイントになっているというふうにご理解いただければと思います。上段の部分に関しましては、従前どおりであります。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○19番（松本尚美君）

分かりましたが、上段にある市民がですね、市民が対応できる200分の１という部分ですね。これは条例を作る際にですね、ハードルを下げるか上げるか、そういった議論もした経緯があるんですけども、今回は議論されなかったということですね。要するに、ポイントとしてはなかったということが前提だろうというふうに思いますんで、そこは理解をしましたが、いずれ今後こういうハードルをどうするのか、人口減少も当然ありますけれども、有権者の部分ですね、そういったものをちょっとポイントにやっぱりすべきなのかな。やはり市民のハードルがかなり高いということになりますんで、そこはちょっと押さえていただければなと思いますし、後段の議員定数の４分の１ですね、これは議員定数も減ってきてます、どんどん。条例つくったときからも減ってますね。審査会の定数も減らすけれども、ここは減らさない。要するにハードルがここの部分が逆に高くなるということになりますよね。だから、ここの議論がされたのかも含めてなんですけども、どうでしょう。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○20番（田中尚君）

ここは選挙人もですね、それぞれ減るという前提で私どもは受け止めておりますし、それから今の議会議員の定数もですね、今22なわけでありますけれども、これが３人減っての19になるということでありますから、その限りにおいてはハードルが高くなるというふうには私たちは受け止めておりません。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○19番（松本尚美君）

いや、高くなるんじゃないですか、４分の１ですから。逆か。逆ですね。はい。だからそこの見直しっていうのがなかったということですね、議論にはね。分かりました。

あと実際に何て言いますか、審査会を開く際に、個人的に感じた部分なんですけれども、どの程度、対象、要するに案件によって違うと思うんですけどね、思うんですけれども、やっぱりここの審査会が設置された中でどういう進め方をするかとか、いろいろあると思うんですけども、今回、改正に至る案件についての審査の検証といいますか、全般的な検証というのも、今回はされていないということで理解でよろしいですか。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○20番（田中尚君）

松本委員の言葉を借りますと全般的な検証という表現でありましたけども、我々が経験いたしました今回の政治倫理事案というものはですね、そういう一般的な範囲ではなくて、何だろう、いろいろ個別の問題もちろんあったわけでありますけども、一つはやっぱり市民に対する暴力行為だとか、あるいはまた議員の地位を利用したですね、云々かんぬんということに限定をして、言わば事実確認を行ったというふうに、私とすれば受け止めております。松本議員の問題意識に関しましては、それは必要ないとは思いませんが、今後そういう事案が生じた都度、しっかりと政治倫理審査会で、その事実関係も含めて行う。なおかつ、その経過の中で、仮に議会が議決をして、その議員を被請求議員という表現になっておりますけれども、そういうことで、仮に、審査会がいろいろ調べた結果、これはやっぱりちょっとどうかなということがあった場合には、それを是正することもですね、今回の条例の中で、認めたと。したがって政治倫理審査会の言わば当局流の表現に置き換えますと、こういうふうにしたいんだけども結果こういうふうになったということもあり得るかもしれないし、その場合にはしっかり当該議員の名誉回復も必要だということで今回の条例は改正をした。いずれも東京都の立川市議会の政治倫理審査会の条項を参考にしてですね、やった部分であります。冒頭の質疑に関しては、私はそこはちょっと私の記憶になかったもんですから、西村委員のほうからですね議論したというふうな不規則な発言がありましたので、もし構わなければ、私のほうから、その辺の、一番最初の松本議員の質疑に関してですね、委員会としての議論の経過を、西村議員のほうから補足説明してもらいます。いいですか。

○議長（橋本久夫君）

西村委員。

○11番（西村昭二君）

６名以上というところとかは、当然議論はしています。それで、どこかもう１か所別なところの議会も参考にしながら結果的にはメインに東京立川市のものを参考にしてつくらせていただいた、提案させていただいてるわけですけれども、もう１か所の参考にしたところはやはり議員が２人以上とか、そういった部分のことをやっているところもあったというところもありましたが、議会運営委員会の中では、そうすると余りにも極端な話すると、１人でも２人でもこういった審査請求ができるというのは、少しずつそぐわないのではないかというところも少し議論しながら、やはり立川さんのものを参考にして、議論はして、こういった形の出させていただいたという経緯でございます。

○議長（橋本久夫君）

よろしいですか。はい、ほかございませんか。

長門議員。

○17番（長門孝則君）

ちょっと気になったこと、二、三お聞きしたいと思います。

最初は４ページなんですけども、４ページの、第７条２項、委員定数の件ですけども、６名以上と、そういうふうになっておりますけども、この以上というのをつけた理由をまずお聞きしたいと。私はもう定数ははっきり決めるべきでないかと、そういう意見なんですけども、以上とつけ加えた理由をちょっとお聞きしたい。

〇議長（橋本久夫君）

田中委員長。

〇20番（田中尚君）

確かに現行条例の規則によりますと、８人ということで明記をしております。それに対して今回、以上がついたのはなぜなのかという長門議員のご質問でございますけれども、そこは特にですね、私たちの議論の中では、この以上という部分は、何だろう、最低６人、必要によっては７、８もありうるっていうことで当然に広がることも、それは拒否しないという組立てになっておりますが、何でじゃそうしたんだということになりますと、少なくとも私の受け止めは６人で十分だというふうなことも実際の政治倫理審査会の委員会活動するに当たってはですね、６人からスタートできるんだというところのほうに重きがあって、特に、なんで以上をつけたんだということに関しては、少なくとも私のほうからこうだということでですね、明確な説明がちょっと出来ないような気持ちで今おりましたので、私は委員長として発言しておりますので、ほかの委員の方から、今の長門議員の質問に関して、適切なお答えができる方があればですね、挙手をして、発言をお願いしたいと思いますが、はい、よろしくお願いします。

〇議長（橋本久夫君）

西村委員。

〇11番（西村昭二君）

適切な説明ができるかどうかあれですが、この条例改正は、この６月定例会議に出させていただいて、それで今期、来年、今の現状の定数の中で適用されるものになります。要は今、８人ですけれども、例えば審査委員に選ばれる人数等々も関わってくるかと思いますけれど、定員に対して、８人でも、実際構わないというところ。ただ、ハードルは６人になることによって下がるんですけれども、６人以上の方が、やはり、審査請求を求めるということができるようにするというように解釈をしていただければいいのかなと。先ほどの松本議員のお話にも関わってきますが、ハードルは低くはなってます。そしてまた、定数が減った来年以降には、来期以降にはまた、ここは常時お話合いをしながらやっていくものだろうというふうにご理解いただければよろしいのかなと思います。

〇議長（橋本久夫君）

長門議員。

〇17番（長門孝則君）

私の意見はですね、この倫理条例っていうのは、やっぱり議員の倫理、身分について審査をする委員会なんですよ。やはり厳格にやるべきでないかなと、そういうふうに考えているんですよ。だからそのときの状況によって、定数の数を減らしたり増やしたりっていうのは私はこの倫理条例の精神からいけば、ちょっとどうなのかなと。やはり定数を最初からもう６名、あるいは７名というふうにはっきり定数を条例で決めておくということが大事でないかなと。時の状況によって、定数を変更するというのは、この倫理条例の精神からいけば、どうなのかなと、そういう私は気持ちがあるもんですから、定数ははっきり決めておいたほうがいいんでないかな、そういう意見でお聞きしました。特に、問題がなければまあいいかと思いますけども、やはり、そういう精神でやっ

ぱり対応すべきだなと、私のこれは意見ですけども。

これはあれですかね、今回の説明が最後になりますかね。定例会議の前にもう１回、内容を吟味するというふうに考えてますか。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○20番（田中尚君）

まず長門議員のですね、前段の具体的な政治倫理審査会の在り方として、厳格であるべきだということと、この以上をつけることに関してはですね、ここはいろいろ解釈の余地があるのかな。ただし、今日出席の皆さん方、全員協議会ですので、長門議員の意見も踏まえてそうだということになればですね、これはそのための全員協議会ですから、私たちはあくまでも、議会運営委員会としての一つの案として、今日、協議の機会を設けていただいておりますので、最後の長門議員の質問になりますけども、今日の全員協議会で理解が得られれば、次の本会議で条例ですので、発議案として確定をしたいと。したがって、今日の皆さんの意見によってはですね、建前とすれば、大いに変更もありうるし、それはまた議会の総意ということで、市民の理解が得られるんではないかというふうに受け止めてます。

○議長（橋本久夫君）

長門議員。

○17番（長門孝則君）

次はですね、５ページの第10条の２項ですかね。ちょっと文言の表現なんですけども、ちょっと細かいことで恐縮なんですけども、２項にですね、前項の規定による報告に次のいずれかの措置を講じるべきかの意見を添えなければならないという部分があるんですが、ここの、いずれかの措置を講じるべきかの意見、この「か」が二つ出てきてますんで、ちょっと表現上どうなのかなと、ちょっと気になったもんですから、報告に次のいずれかの措置を講じる意見を添えなければならないっていうふうに「か」を二回使うよりは一つにしたほうが、表現上はいいのかなと。これはちょっと検討してみていただきたいと、そういうふうに思います。

それから６ページなんですけども、この10条の６ページの上のほう、（３）、３号ですけれども、この中で、議会運営委員会が本会議にいろいろ決議案を提出することと、そういうふうにありますけども、ちょっとここ、私はですね、議会運営委員会の所掌事項というのは、自治法にはっきり決めてあるんですよね。だから、議員の倫理に関することまで、議会運営委員会がどうのこうのということは、自治法上想定してないと、私はそういうふうに思ってるんですよ。だからこの議会運営委員会を、やっぱり削除したほうが私はいいと思ってるんですよ。そうでないと地方自治法上、触れる部分になるんでないかなと。だまって議長が、前の１号、２号のように、議長が勧告をするというふうにしたほうがいいと思うんですよ。例えば、この３号であれば、出席の自粛勧告をやると。出席自粛勧告を議会運営委員会は、私は出来ないと思ってるんですよ。だから、議長が自粛勧告をすると。ただ、議長が、議会運営委員会に諮問するということであれば、それはできると思ってるんですけども、議会運営委員会自ら、そういうのは出来ない。自治法にちゃんと決まってあるんですよ。やっぱり、条例上こういう表現を出すっていうのはやっぱり、法に触れる可能性があると、そういうふうに思いますんで、それは検討していただきたいと。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○20番（田中尚君）

長門議員のご指摘でございますけれども、私たち条例をつくる建前とすればですね、その法律に反する条例の制定は無効であります。したがって今、一部改正も含めてやろうとしてる中身につきましては、４月から新設されました市当局の法制執務課、この助言も得ましてですね、今日の説明になっているという流れでございますので、長門議員がご指摘のようなことはですね、少なくとも宮古市の法制執務課においてはですね、長門議員のような考え方は採用していないということだけは言えるのではないかと思いますし、私たちもそういう建前である以上は、自治法に違反するような条例は、仮に制定したとしても無効だということになりますが、現時点では、長門議員のご意見に関しては問題がないものという前提で提案しているという中身でございます。

○議長（橋本久夫君）

長門議員。

○17番（長門孝則君）

これはですねちょっと吟味する必要あります。もう、ちゃんと自治法に決まってますんで、議会運営委員会の所掌事項っていうのはですね。だから、こういうふうに活字で条例の文章に出す、出るということはやっぱり私は自治法では想定してない部分だ、そういうふうに思いますんで、十分そこは法律的に検討してほしいと思います。

○議長（橋本久夫君）

田中委員長。

○20番（田中尚君）

長門議員のせっかくのご意見もありますが、先ほど私が説明したように、議会、宮古市の法制執務課の助言もいただいて、提案しているという流れからするとですね、長門議員のご理解と現時点での、宮古市の法制執務課の、これは自治法に違反することを議会運営委員会がやろうとしてるんじゃないかということに関しては、私たちはないものと思っておりますが、改めて長門議員のほうからは、しっかりとそこは調査してほしいということでありますので、ここは後ほど、長門議員の指摘でありますので、しっかりと調査した上で、共通の認識を持てるようにしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本久夫君）

ほかございませんか。

田中委員長。

○20番（田中尚君）

それからちょっと議会運営委員会の資料として、松本議員から、どこの市議会の倫理条例を参考にしたんだということが冒頭ございました。私のほうからそこは立川市ってことで出ておりますけれども、議会運営委員会で検討した際の自治体名を紹介したいと思います。福井県の小浜市、秋田県の潟上市ですね。和歌山県の海南市、北海道の苫小牧市、そして先ほどお話ししております東京都の立川市、このそれぞれの議会の政治倫理審査条例をですね、参考にしたということは申し上げたいと思います。以上です。

○議長（橋本久夫君）

よろしいですか。田中委員長、よろしいですか。

○20番（田中尚君）

私のほうから以上です。

○議長（橋本久夫君）
　西村委員。
○11番（西村昭二君）
　先ほどの長門議員からのご質問ですけど、議会運営委員会の委員長からも説明ありましたが、当然、市の法制執務課と並行して、向こうもいろいろ調べていただきながら、我々も議論したんですけれど、今紹介された先行の自治体でも、令和以降に改正した自治体でも、同じように、議会運営委員会でというところで行っておるというところの事実もありますので、宮古市が初めてこの条例の中に文言として載せるということではなく、あくまでも、先行事例を参考にしてますので、ほかの自治体もこのような条例になっているというところも確認をした上で、今日、ご提案をさせていただいておりますので、そのところはご理解いただきたいと思います。
○議長（橋本久夫君）
　長門議員。
○17番（長門孝則君）
　事例がそうであっても、果たしてそれが本当に正しいのかどうなのかということははっきり言えないと思うんですよ。だから法律の専門家ともう１回検討してみていただきたい。私はあれなんですよね、この、地方自治法の議会運営委員会の所掌事項のちょっと私も検討したんですけども、議長の諮問があればいいんですけども、議会運営委員会で検討はできるんですけども、議会運営委員会自らそういうことは出来ないと、そういうふうに行政実例にもちゃんと書いてありますんでね、その辺を十分検討してほしいと。
○議長（橋本久夫君）
　田中委員長。
○20番（田中尚君）
　私が手を挙げたのは、白石議員に発言させようと思って手を挙げたんですけれども。よろしくお願いします。
○議長（橋本久夫君）
　では改めて。白石委員。
○９番（白石雅一君）
　議会運営委員会の所管事項についてなんですけれども、長門議員がおっしゃってる部分、多分、今のこの平成３年の10月７日に議会運営委員会の決定ということで出されているものに関しては、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項というのが②にありまして、その中で、議会の組織権限を定める条例等に関することというのもありますから、法に触れていることはないのかなというふうに思っております。ここも踏まえて確認してほしいということであれば、今法務担当とも並行してやってますので、何らかの違反等があれば指摘があるものと思っております。
○議長（橋本久夫君）
　確認させていただきたいんですが、先ほど、委員長のほうから長門議員の質問に対して再度調査して報告するというお話がありましたので、改めて、今の件については、調査して、報告願いたいと思いますがいかがでしょうか。
　田中委員長。
○20番（田中尚君）
　議会は議論の場でありますので、議論してもなかなか意見が一致しないということも当然あり得ますので、そ

うなったときには、今、白石議員がちょっと発言した背景にもそういう流れがあるんですが、ここはしっかりと長門議員のご理解をいただくためにもですね、共通の認識を持つためにも、今ご指摘の件に関しては、議会運営委員会の所管事項というとらえ方を私たちはしておりますけども、長門議員は議長の言わば指示があれば問題ないというような、今おっしゃいましたけども、私たちの理解は流れとすればそうであります。流れとすればそうであります。議長に報告をした上で、議会運営委員会として必要な措置を具体化するという流れですので、当然、議長の指示のもとに行うという理解ですので、何ら問題ないものとは思いますけども、念のために今議長のほうからお話がありましたので、そういう流れで、ここは、長門議員のご理解もですね、いただきたいと思いますので、以上です。

○議長（橋本久夫君）

長門議員。

○17番（長門孝則君）

すいません。申し訳ないです。この条例はですね、審査委員会が議長に報告する段階なんですよ。報告がされて、報告を踏まえて議長が議会運営委員会に諮問すると、検討を。それは法的には可能なんです。ただ、この審査委員会が議長に報告する段階ですんで、報告した後であればいいんですけど、報告する段階でこういうふうに議会運営委員会がどうのこうのという表現を用いるのは、法に触れるという私は解釈なんで、再度検討してほしいなと。議長が諮問することについては、私は大丈夫だと思ってるんですけども、議長に報告する前段の部分ですんで、そこが問題。

○議長（橋本久夫君）

竹花議員。

○21番（竹花邦彦君）

いろいろ長門議員のほうからるる意見が出されておりますが、５ページも改めて、きちっと文書を見ていただきたいというふうに思いますが、今議論されております議会運営委員会のね、問題も含めて、どうなっているかというと、第10条の２項に目を通していただきたいというふうに思います。つまり、これは審査委員会の委員長が、その意見を、どういう、審査を終わった段階で、こういう措置を講ずるべきだという意見を添えて報告をするということなんですよね。だから、ここはだから、きちっとそれは審査委員会とすれば、当該事案に対して、当該被請求議員に対して、こういう措置を講ずるべきだと。その内容は１から、このうちいずれかの措置を講ずべきだということですから、ここは別に長門議員がおっしゃるような問題ではない。つまり、審査委員会として、きちっと議長に報告する際に、こういう措置を講じるべきという意見を付す、これだけの。だから問題は、あとは、当然その意見を参考にして、議会全体での議論も含めて、当然これは、今回の事案と同じように、これ最終的には議会が判断をしていくべきものでありますから、当然、審査委員会としての考え方意見が、その前に出されて、それを踏まえて議会全体で判断をしていく。こういうものでありますので、私は特に、この内容で問題はないというふうに思っております。

○議長（橋本久夫君）

よろしいですか。

あと、委員長、確認でございますが、先ほど６名以上の件について、以上をとるかとらないかの議論が必要であればということですが、いかがでしょうか。皆さんにお諮りしてよろしいですか。

○20番（田中尚君）

そうですね。お願いします。
○議長（橋本久夫君）
先ほど長門議員のほうから、定数の件で６名以上、４ページの政治倫理審査会の設置等の第２項、審査会の委員定数は６人以上としっていうことで、先ほど議論がございました。その過程の中において委員長のほうからも、皆さんのほうでこれでよしとするのか、定数を明記してもいいのかということで、意見がありましたので、ここで皆さんのほうから、この件について、お伺いをしたいと思いますが、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。特に何か。以上を残したままでいいのか。
はい、松本議員。
○19番（松本尚美君）
曖昧なよりは、数字をぴたっと６人、６名であれば６人とすべきでしょうね。７でいいんであれば７だし。いや、７でいいんであればだし、以上とかっていうのは必要ないんじゃないのかな。
〔「以上をとっても構わないのではないか」と呼ぶ者あり〕
○19番（松本尚美君）
そういうことです。
○議長（橋本久夫君）
ただいまの意見は以上という言葉はもうなくて、明記する。６なり７に明記するというご意見ですが、委員長のほういかがでしょうか。これに関して、田中委員長。
○20番（田中尚君）
ここは現行規定がですね、以上使ってないわけですよ。今回なぜ改正案で以上が出てくるのか。まさに異常ではないかというふうなことになろうかと思うんですが、ここはもうシンプル・イズ・ベストですので、長門議員のご発言、それから松本議員の発言も踏まえましてですね、皆さんの合意が得られれば、この今回の改正案の以上はですね、削除しても構わないというふうに私も思います。
○議長（橋本久夫君）
ほか皆様のほうからご意見ございますか。今の意見でいきますと委員長の発言も含めて、以上は取っても構わないということでございます。人数に関してですよね、あとは、６人、７人ということでございますが、具体的に明記できればということでございますが、その件についてはいかがでしょうか。特に、ご意見ございますでしょうか。これも議会運営委員会のほうで再度協議していただきますか。
田中委員長。
○20番（田中尚君）
ここは、７という数字が出てますけれども、私たちのほうでは、６人以上という表現に関して、以上をとれば７は出てこないんです。ですから、そういった意味でね、松本議員もそこ分かった上で発言してますんで、そこは私は受け止めてるんですが、ですから、最終的には今日皆さんに提案しております文言のうち改正案の６人以上の以上をとるということをですね、今日の議論を踏まえて、そのように改正したいということでありますので。
○議長（橋本久夫君）
はい、了解しました。
今のご意見を踏まえて、６人という明記となります。この件についてご異議ございませんでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）
　異議なしと認めます。
　定数については、６人ということに決定いたしました。
　では、ほかにございませんか。なければ、次の案件に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
　なければ、この件は、これで終わります。

―――――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――――

＜協議事項＞（２）宮古市議会傍聴規則の一部見直しについて
○議長（橋本久夫君）
　次に、協議事項の２、宮古市議会傍聴規則の一部見直しについて、議会運営委員会より説明を願います。
　田中議会運営委員会委員長。
○20番（田中尚君）
　それでは協議事項の２でありますが、宮古市議会傍聴規則の一部見直し内容についての説明を申し上げます。タブレットに配信されております資料２をご覧願います。
　令和６年度議会モニター会議において出された議会の傍聴ルールの見直しの意見を踏まえ、また全国市議会議長会から示されました標準市議会傍聴規則の一部改正に関する報告書、これらをもとに、次のとおり、傍聴規則の一部見直しについて、提案するものでございます。見直しを提案する部分には、青字で説明文を記載しております。また、朱書きの部分は標準市議会傍聴規則の一部改正案にはありませんが、モニターからの意見を受けて、訂正しようとする部分であります。
　それでは２ページをお開き願います。
　１ページから２ページにかけてですが、改正前の第３条、傍聴の手続では、傍聴する際、受付簿に住所、氏名を記入していただいておりました。この場合、先に記入した方の住所、氏名が見えてしまうことから、改正案では、傍聴券を配付し、その傍聴券に住所、氏名を記入いただいて退場する際に返還いただく方法に改めようとするものでございます。また傍聴券の種類を一般と団体に区分すること、報道機関には、会期中有効な傍聴証を配付することなどを定めております。
　次に３ページをお開き願います。
　改正前の第４条、改正案ですと、第10条に傍聴人の定員がございますが、こちらを現在の傍聴席の数に訂正しようとするものでございます。
　次に、同ページの下段でありますが、改正前の第６条、改正案ですと、第12条に、傍聴席に入ることが出来ない者を規定しております。こちらは異様な服装、旗又はのぼり、笛、ラッパ、太鼓、小学生以下の入場制限など、時代に合わない内容になっていたことから、時代や社会情勢に合わせて、訂正しようとするものであります。
　次に４ページをお開き願います。
　改正前の第７条、改正案ですと、第13条に、傍聴人の守るべき事項を規定しております。こちらも、時代や社会情勢に合わせて、訂正しようとするものでございます。ただし、改正案の第４号について、朱書きのとおり、飲食または喫煙をしないことなどにモニターの意見を踏まえ、ただし、水分補給はこの限りでないと、一文をつけ加えております。
　次に、同ページの下段ですが、改正案の第14条の写真の撮影、録音、録画、放送等の悪用の禁止についてですが、こちらは議会運営委員会の中でも、複数の意見がございました。青字の説明ですが、①モニターの意見を反

映して、第14条を削除し、自由に撮影、録音、録画、放送ができるようにするべきとする意見や、②撮影を禁止する目的や、議長の許可が得られる者の範囲を明確にし、慎重に議論すべきとする意見、または、③撮影が悪いのではなく、撮影した情報を悪用することが悪いことなのでは、したがって撮影した情報の悪用を禁止するべきとする意見がありました。撮影を禁止する目的や、議長の許可が得られる者の範囲についての解釈をタブレットに配信の参考資料にまとめておりますので、後ほど、こちらもご覧願います。

要点だけを説明いたします。

全国市議会議長会によると、撮影を禁止する目的は、撮影した情報の悪用を規制することが難しいことから、未然に防ぐために、撮影を禁止するものという解釈がございました。また、議長が許可できる者の範囲については、一般傍聴人は原則撮影禁止であり、報道機関のみを許可するものである。ただし、公益性や、必要性を判断して、議会モニターや児童生徒に撮影を許可している市議会もあるという解釈でありました。その一方で、三重県鳥羽市議会、宮城県名取市議会、北海道札幌市議会のように、自由に撮影を認めている市議会もあります。この撮影の禁止については、各市議会の判断によるものと説明されております。

議会運営委員会では、検討の結果、撮影した記録を用いた情報発信において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしてはならないとする改正案を提案しております。

以上が、傍聴規則の一部見直しに関する説明になります。規則の改正につきましては、皆様のご賛同をいただきながら、本会議に諮ることなく、議会事務局の手続によって施行いたしますので、よろしくお願いいたします。以上で説明終わります。

○議長（橋本久夫君）

説明が終わりました。

この件について何かご質問やご意見があれば、挙手を願います。

よろしいでしょうか。特にご意見はございませんか。このとおりで、見直しした内容でよろしいかということでよろしいでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）

よろしいですか。ほか、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）

では、この件については、何もないようでございますので、これで終わりとしたいと思います。

予定していた説明を全て終了いたしました。その他に移ります。皆さんから何かございますでしょうか。

ないようでございますので、その他もこれで終わりといたします。

それではこれをもちまして議員全員協議会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前１１時２７分　閉会

――――――――――――　○　――――――――――――

宮古市議会議長　　橋　本　久　夫